

機械器具 39 医療用鉗子
一般医療機器 鉗子 10861001

秋山式鉗子

【警告】

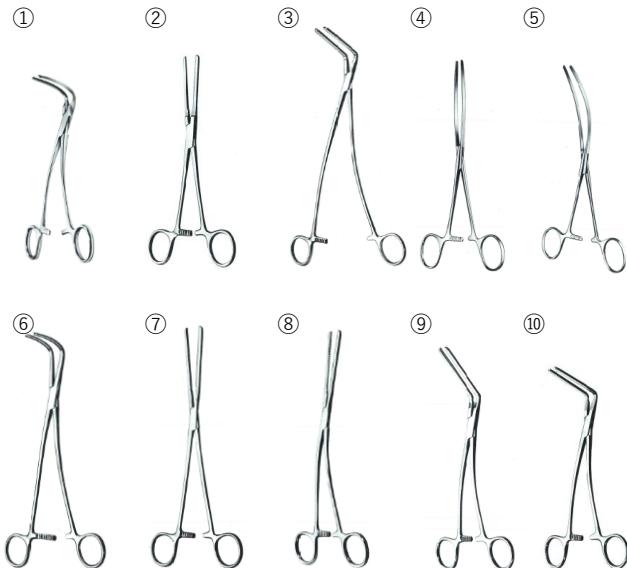
- ・本品に電気メス先を直接接触させて使用しないこと。[感電、火傷または本品への損傷の原因になる。]
- ・使用後は汚れが付着したまま放置せず、直ちに洗浄すること。洗浄剤は必ず医療用洗剤を使用すること。[使用後に血液等を付着したままで放置したり、指定外の洗剤を使用すると器具を腐食させる原因になる。]
- ・洗浄の際は目の粗い磨き粉や、金属ウールなどで器具の表面を磨かないこと。[本品の表面に擦過傷を生じ、錆や腐食の原因になる。]

【禁忌・禁止】

- ・無理な力を加えたり、放り投げたり、重いものをのせたり、変形させたりしないこと。[破損の原因になるばかりではなく、組織損傷にもつながる。]

【形状・構造及び原理等】

1. 形状



2. 仕様

注文No.	カタログ名称	全長	組成
①	A01 食道鉗子 S-50-18	18cm	13Crステンレス鋼等
②	A02 消化管断端鉗子 S-60-20	21cm	
③	A03 直腸鉗子 S-73-24	24.5cm	
④	A04 小児用腸鉗子 直S-80-19	19cm	
⑤	A05 小児用腸鉗子 反S-81-19	19cm	
⑥	A06 直角型胃腸鉗子 S-51-23	23.5cm	
⑦	A07 胃腸把持鉗子 直S-61-24	24.5cm	
⑧	A08 胃腸把持鉗子 反S-62-24	24cm	
⑨	A09 小腸鉗子 S-70-19	23cm	
⑩	A10 結腸鉗子 S-71-19	19cm	

3. 動作原理

先端部の2つの咬み合い部によって、把持、圧迫、支持等をする。ラチェット部が重なるとロックがかかり、重なる度合いが大きいほど、先端部の閉じる圧力は強くなる。

【使用目的又は効果】

臓器、組織等を把持、圧迫、支持等するために用いる手術器具である。本品は再使用可能である。

【使用方法等】

- 1) 使用前に、必ず洗浄・滅菌されていることを確認する。
- 2) 本品のハンドルを手に持ち操作することにより先端部が開閉する。
①親指と中指等で握るとラチェット部が重なるとともに先端が閉じる。
②開くときは、ハンドルを親指と中指等を用いて開く。
一度閉じたラチェット部を開く際は一度閉じた方向に戻して開くこと。
- 3) 使用後は、本品に傷や亀裂、曲がり、刃の損傷、可動部の異常等がないことを確認すること。
また付着している血液、体液、組織および薬品等が乾燥・固化しないうちに【保守・点検に係る事項】に従って、速やかに洗浄・滅菌し、次回の使用に備えて適切に保管すること。

【使用上の注意】

- 1) 本品は未滅菌品であるため、必ず適切な滅菌を行い、滅菌されたことを確認してから使用すること。
- 2) 本品を購入後、はじめて滅菌する場合は、適切な油除去を行ってから滅菌処理を行うこと。[防錆処理の油の薄膜は、滅菌時に付着している病原微生物を保護してしまい、感染するおそれがある。]
- 3) 滅菌器等で過熱されている時は使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

- 1) 高温・高湿を避け、温度や湿度が極端に変化しない場所に保管すること。有効期限は、使用環境・頻度、管理状況により劣化状況が変わるために限定できない。
- 2) 滅菌状態での保管は、滅菌有効期限を管理する。
- 3) 振動、塵埃、腐食性ガス等により悪影響の生じるおそれのない場所に保管すること。

【保守・点検に係る事項】

医療機器の使用、保守管理責任は使用者側にあります。本品を安全にご使用頂くために、始業・終業、定期点検等は必ず行うこと。

1. 動作機能の確認

日常点検及び使用前点検により、汚れ・破損・変形・可動部が正常に作動すること等を確認すること。
臓器、組織等を把持・支持する2つの保持面は確実に合致し、嵌合時に隙間がないこと。

2. 洗浄・滅菌

本品の洗浄・滅菌は下記の事項に注意し、院内の規定に従うこと。

<洗浄>

- ①本品は使用の度に洗浄すること。
- ②使用後は速やかに洗浄し、血液や残片物を取り除き、可動部分が全て十分に洗浄されていることを確認すること。
- ③ネジのゆるみの原因となるため、超音波洗浄は避けること。
- ④材質の異なる器具とは一緒に洗浄しないこと。
- ⑤洗浄剤は必ず医療用洗剤を使用し、洗浄に使用する水は、できるだけ脱塩あるいは蒸留したものを使用する。浸しておく場合は滅菌蒸留水の使用を奨める。
- ⑥洗浄剤の使用に際しては、洗浄剤の添付文書等を参照のこと。
- ⑦本品が漂白剤、消毒液等の塩素及びヨウ素等を含む溶液にさらされた場合には、直ちに清水で洗浄すること。
- ⑧洗浄後は十分に乾燥させ、湿った状態で必要以上に長時間放置しないこと。
- ⑨洗浄終了後は、必ず滅菌を行うこと。

<滅菌>

- ①洗浄後、点検し、滅菌すること。なお滅菌時はラチエット部の可動部等は解放状態で、確実に滅菌すること。
- ②滅菌は、本品の乾燥を確認のうえ行うこと。
- ③滅菌はオートクレーブ滅菌、ガス滅菌等の方法で行うこと。
各滅菌装置のメーカー指定の使用方法にて滅菌すること。

** 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元：株式会社根本杏林堂

** 住 所：埼玉県川口市青木 2-12-23

T E L : 048-222-3980 (代表)

* 製 造 元：高砂医科工業株式会社 柏工場

* 住 所：千葉県柏市柏インター東 5-11, 12, 13

(お問合わせ先)

販 売 元：株式会社根本杏林堂

住 所：東京都文京区本郷 2-27-20

連絡先：03-3818-3541 (代表)